

「工場」や「指定作業場」、「騒音・振動特定事業場」の「代表者の変更」、「借り受け」、「相続」、「廃止」などがあった場合の届出について（環境確保条例、騒音規制法、振動規制法）

「認可工場」や「届出済指定作業場」、「届出済騒音・振動特定事業場」は下記表のような変更があった場合には、届出が必要です。

	変 更 内 容	氏名等変更届	承継届	廃止届 全廃届
個人経営の事業所	お子さんや第三者に譲った場合			
	法人（株式会社、有限会社）にした場合			
	お住まいの住所が変わった場合			
	出入口を移動したために住居表示が変わった場合			
	事業所名を変更したとき			
	廃止したとき（移転を含みます）			
法人組織の事業所	他の法人に譲ったり、合併したり、法人を分割した場合			
	法人を解散した場合			
	単に法人名や事業場名を変更した場合			
	法人の代表者が変わった場合			
	本社、主たる事務所の所在地が変わった場合			
	出入口を移動したために住居表示が変わった場合			
	廃止したとき（移転を含みます）			

「工場」や「指定作業場」、「騒音・振動特定事業場」を移転した場合、元の「工場」や「指定作業場」、「騒音・振動特定作業場」について廃止の届出を行い、移転先での新たな「工場設置認可申請」、「指定作業場設置届出」、「騒音・振動特定施設設置届出」が必要です。

複数種類の指定作業場がある事業場で一部の指定作業場のみ廃止する場合には、廃止届が必要です。

「工場」、「指定作業場」で「騒音・振動特定施設」のみ廃止の場合は、特定施設の全廃届が必要です。

承継届出の場合には、承継の事実を証明する書類（登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写しなど）を添付してください。

**環境確保条例に定められた特定有害物質を取扱っていた「工場」「指定作業場」を廃止する場合には、環境確保条例に基づき土壌汚染調査を実施しその結果の報告が必要です。**

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（＝管理者法）に基づく工場で、承継があった場合、管理者法に基づく承継届が必要です。